

地方公共団体の環境配慮契約に関する取組状況及び課題等について

1. 調査目的

環境配慮契約法第4条において地方公共団体等は、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、環境配慮契約の推進に努める旨定められている。環境省においては、地方公共団体における環境配慮契約の実施状況を把握し、その普及方策等の検討に係る基礎資料とすることを目的に平成20年度より毎年度「地方公共団体の環境配慮契約に関するアンケート調査」(以下「アンケート調査」という。)を実施している。

また、法の附則第2項に定められたとおり、5年が経過した場合において法の施行状況等について検討を加え、必要に応じ、所要の措置を講ずるものとされている。そのため、本年度のアンケート調査においては、地方公共団体における環境配慮契約の認知度や取組状況、今後の取組意向、主に運用面での取り組む上での阻害要因等に関する課題の把握等の従前の設問に加え、阻害要因等に対応する解決方策や制度面の課題を把握するための設問、環境配慮契約の導入促進のために必要な国に求める措置等(制度面を含む)に関する設問を追加し、法の施行状況等に係る検討の基礎資料を収集することを目的として調査を実施した。

2. 調査の概要

(1) 調査対象

すべての地方公共団体(47都道府県、20政令指定都市、23特別区、767市、748町、184村。計1,789団体(本年4月1日現在))の総務・出納担当、環境担当または公共工事担当部局

(2) 調査期間

平成24年8月6日から9月3日(9月28日受付分まで有効)

(3) 調査方法

発送方法：紙によるアンケート調査票の郵送配布

回答方法：アンケート調査票の郵送回収またはインターネット調査画面からの回答
(各団体固有のID及びパスワードを発行)

(4) 主な調査項目

主なアンケート調査項目は、次のとおり。

- 環境配慮契約法の理解度
- 環境配慮契約の進展度合
- 契約方針の策定状況
- 5つの契約類型ごとの環境配慮契約への取組状況、契約内容、課題等
- 環境配慮契約に当たっての阻害要因、参考情報、国の施策等
- 環境配慮契約全般に関する意見・要望等

3. 調査結果の概要

(1) 回収結果

団体規模別の回収結果は、下表のとおり。

表1 団体規模別の回収結果

	発送数	回収数	回収率(%)
都道府県・政令指定都市	67	67	100.0
区市	790	665	84.2
町村	932	641	68.8
合計	1,789	1,373	76.7

注1：郵送による回収は284件(20.7%)、インターネットによる回収は1089件(79.3%)

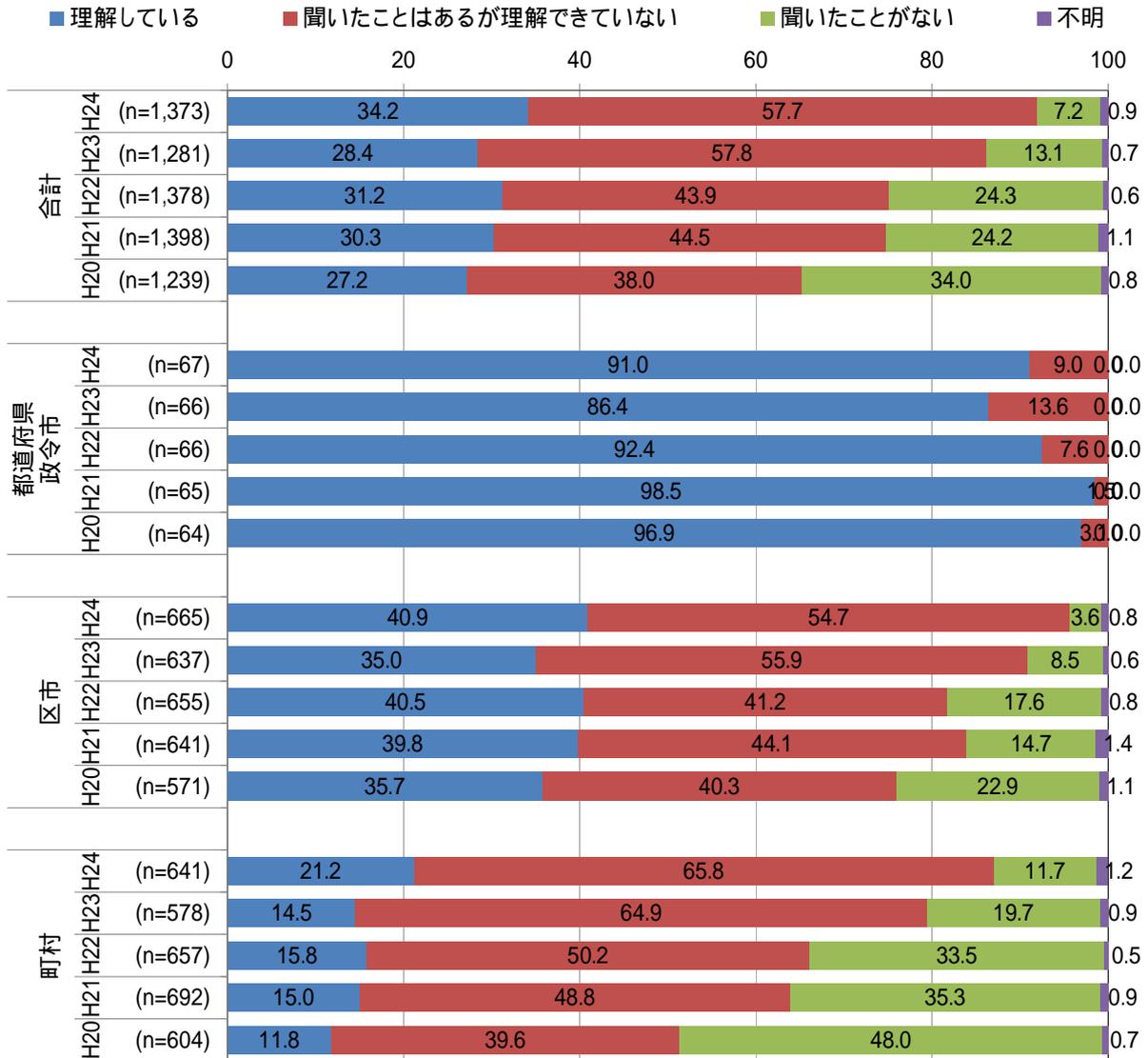
注2：過去の回収率は、23年度71.4%、22年度76.7%

(2) 地方公共団体における環境配慮契約の取組状況

地方公共団体における環境配慮契約の取組状況等に関する回答結果の概要は、以下のとおり(詳細については参考2参照。以下同じ)。

- 環境配慮契約法の認知度は、法施行5年を経て「聞いたことがない」との回答は大きく減少し一定の進展が見られたが、理解度の向上は微増にとどまっている(図1参照)
- 環境配慮契約の進展状況は、昨年度から何らかの進展があったとする回答は全体の6%にとどまる(図2参照)
 - ◇ 進展内容としては「契約類型の拡大」、「契約件数の拡大」があげられ、都道府県・政令市、区市では「電気の供給を受ける契約」が、町村では「自動車の購入・賃貸借に係る契約」が主な契約類型となっている
- 「契約方針」の策定状況は、全体の1割が「策定済み」と回答し、都道府県・政令市は3割と高いものの区市は12.5%、町村は5.5%となっている。一方、「策定予定なし」との回答は、全体の7割、区市68.4%、町村73.9%にのぼる。過去5年で策定団体数は着実に増加しているものの、「今後策

定予定」あるいは「今後策定したい」との回答は頭打ちの状況(図3参照)



22年度以前の設問は、(内容を)「知っている」「聞いたことはあるが知らない」「知らない」として聴取

図1 環境配慮契約法の理解度(過去5年の推移)

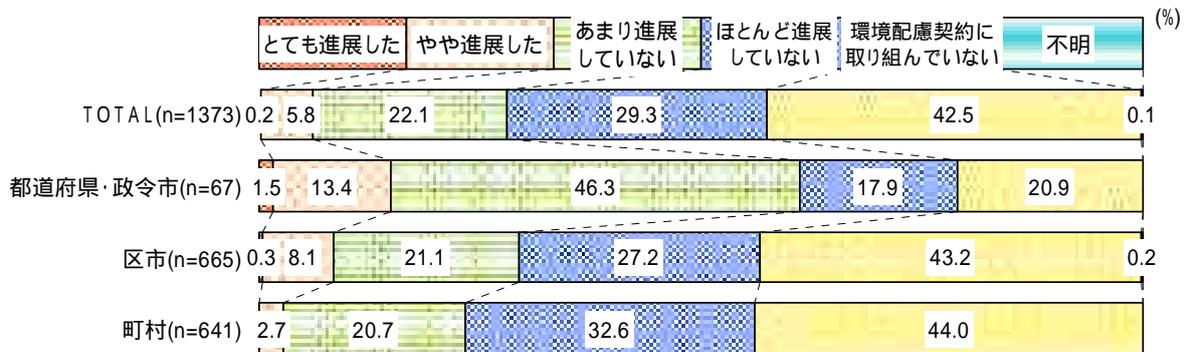
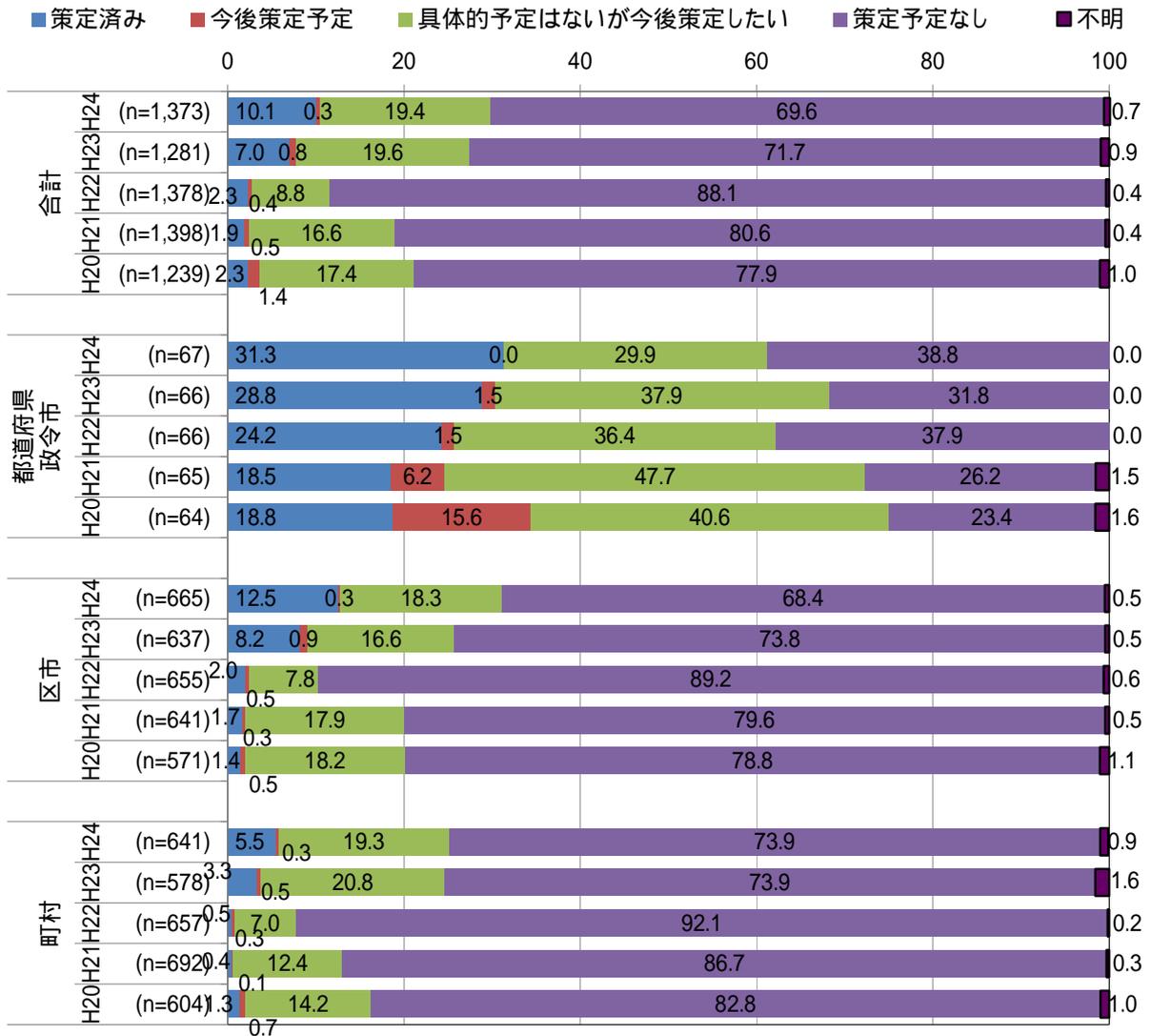


図2 環境配慮契約法の進展状況



23年度は「現時点では、環境配慮契約に取り組む予定なし」、22年度以前は「現時点では、環境配慮契約に取り組むかどうかかわからない」として聴取

図3 「契約方針」の策定状況（過去5年の推移）

（3）地方公共団体における環境配慮契約の取組促進に係る課題

前述のとおり、地方公共団体においては、環境配慮契約法の施行から5年を経て、認知度や「契約方針」の策定状況等は一定進展しているものの、団体規模や契約類型等による差異が大きい状況にある。地方公共団体における環境配慮契約の取組促進に当たっての課題に関する回答結果の概要は、以下のとおり。

- 環境配慮契約に取り組む上での障害要因は、「人的余裕がない、担当者の負担増」、「財政的な余裕がない」が区市、町村を中心にあげられている（図3参照）
- 「電気の供給を受ける契約」の取組状況と障害要因としては、都道府県・政令市や区市に比べ、町村は「取り組むことができない」が多く、「制度自体が理解できていない」「二酸化炭素排出係数などの評価項目、配点等

- の基準設定が難しい」等の要因があげられている（図 4、5 参照）
- 「自動車の購入・賃貸借に係る契約」については、全体の 88.6%が「現在のところ取り組む予定なし」と回答しており、「調達台数が少なく必要性が感じられない」（区市、町村）「調達初期価格の上昇懸念」（区市）「グリーン購入法を実施しており必要性が感じられない」（都道府県・政令市）等の要因があげられている（図 6、7 参照）
 - 「船舶の調達に係る契約」については、「船舶の設計の発注や小型船舶の調達がない」とする回答が全体の 87.3%、区市、町村では 9 割を超えており、それらを除く団体においても、約 7 割が「調達隻数が少ないため必要性が感じられない」を阻害要因としてあげている（図 8、9 参照）
 - 「ESCO 事業に係る契約」については、実施実績は都道府県・政令市で 55.2%にのぼるものの、区市では 10.2%、町村では 4.2%にとどまっている。阻害要因としては、「多額の初期投資を予算化することが難しい」（都道府県・政令市、区市）「制度自体が理解できていない」（町村）となっている。（図 10、11 参照）
 - 「省エネチューニング」については、都道府県・政令市は 5 割が認知しているものの、全体では 7 割弱が「聞いたことがない」と回答。「聞いたことがない」あるいは「聞いたことはあるが内容を知らない」と回答した団体に実施検討予定を聴取したところ、3 分の 1 が「実施を検討したい」と回答した（図 12、13、14 参照）
 - 「建築物の設計に関する契約」については、都道府県・政令市は 3 割が取組中あるいは取組意向を示している一方で、区市、町村は 8 割前後が「取組予定なし」と回答。阻害要因としては、「技術提案にどのような環境配慮項目を設定すべきかわからない」、「プロポーザル方式を実施した例が乏しくよくわからない」等が挙げられている（図 15、16 参照）
 - 自由回答をみると、次のような関係部署間の連携に伴う課題に関する指摘が多い
 - 趣旨は理解できるが実際の事務処理を契約担当部署だけで取り組むことは困難
 - 契約全般を総括する部署がなく各課対応
 - 環境配慮契約の担当部署が現状なく、どこが主となり事務をすべきか判断できない
 - 契約は各部署で担当しており意識付けが難しい。今後は環境配慮契約の主管部署を決めて方向性や方針の策定を検討していく必要あり
 - 契約部門と環境部門が別部署で関与が難しい（以上、区市）
 - 関係部署が多く調整に困難を伴う

- 入札担当部署と調整しながら進める必要があり時間を要する（以上、都道府県・政令市）
- 自由回答ではこのほか、次のような地元企業への配慮の声も聞かれた
 - 経済状況を考慮すると地域事業者へ配慮せざるを得ない
 - 地元業者が参入し難くなる（以上、区市）

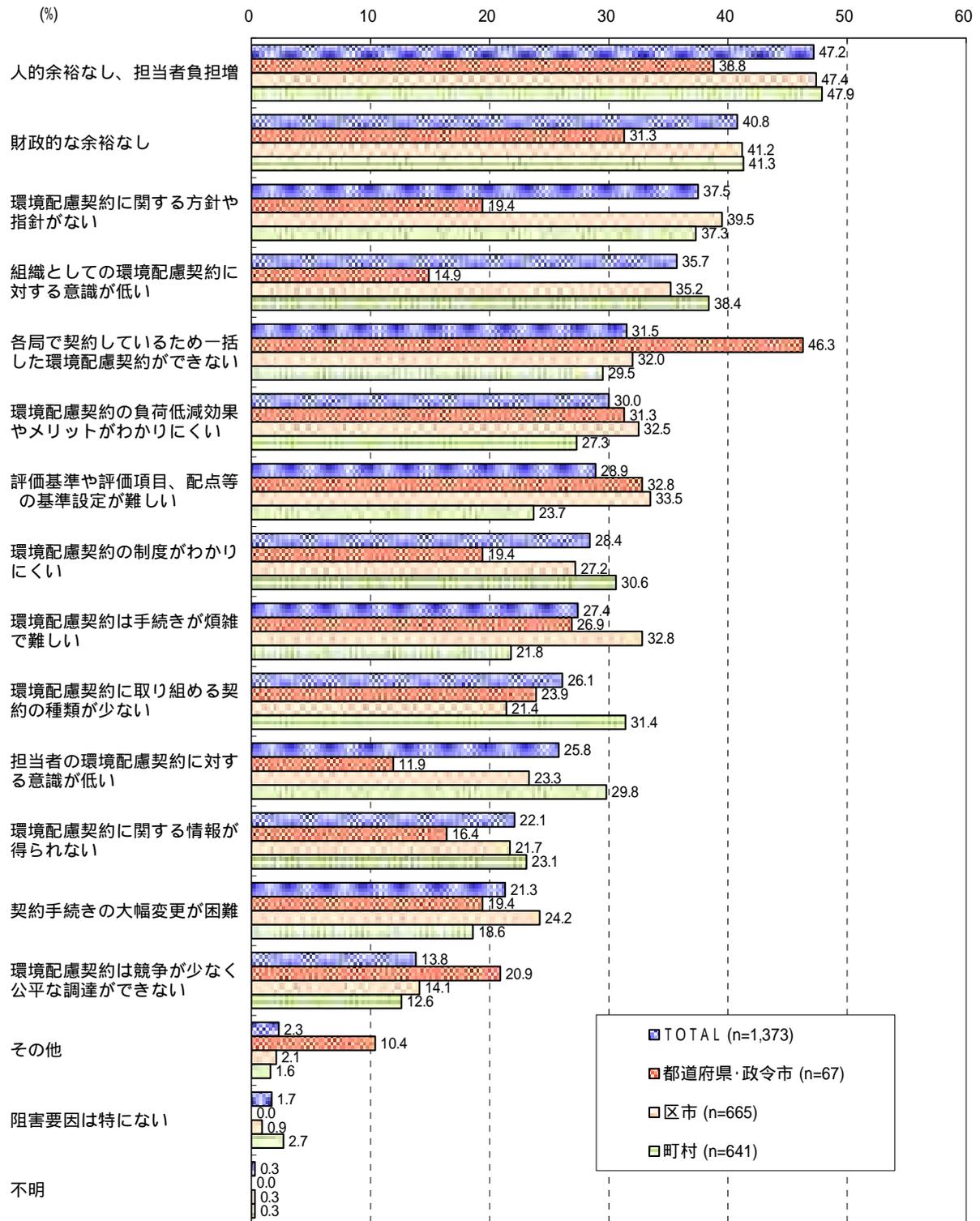


図3 環境配慮契約に取り組む上での阻害要因

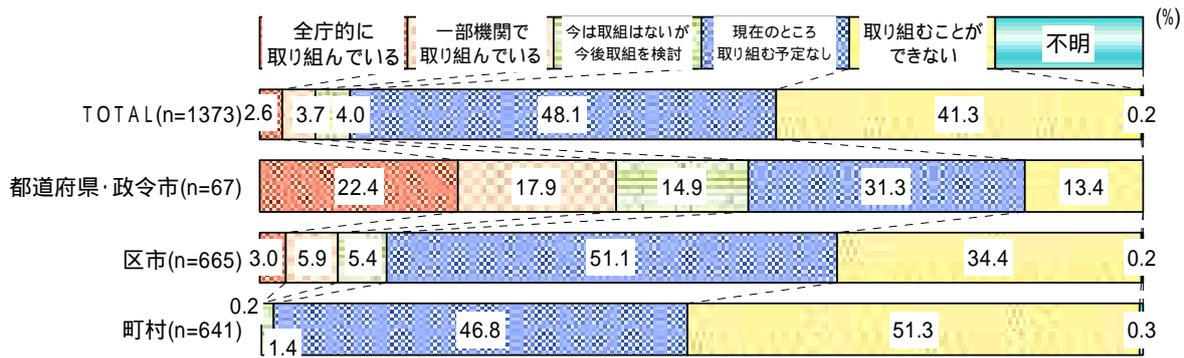


図4 「電気の供給を受ける契約」の取組状況

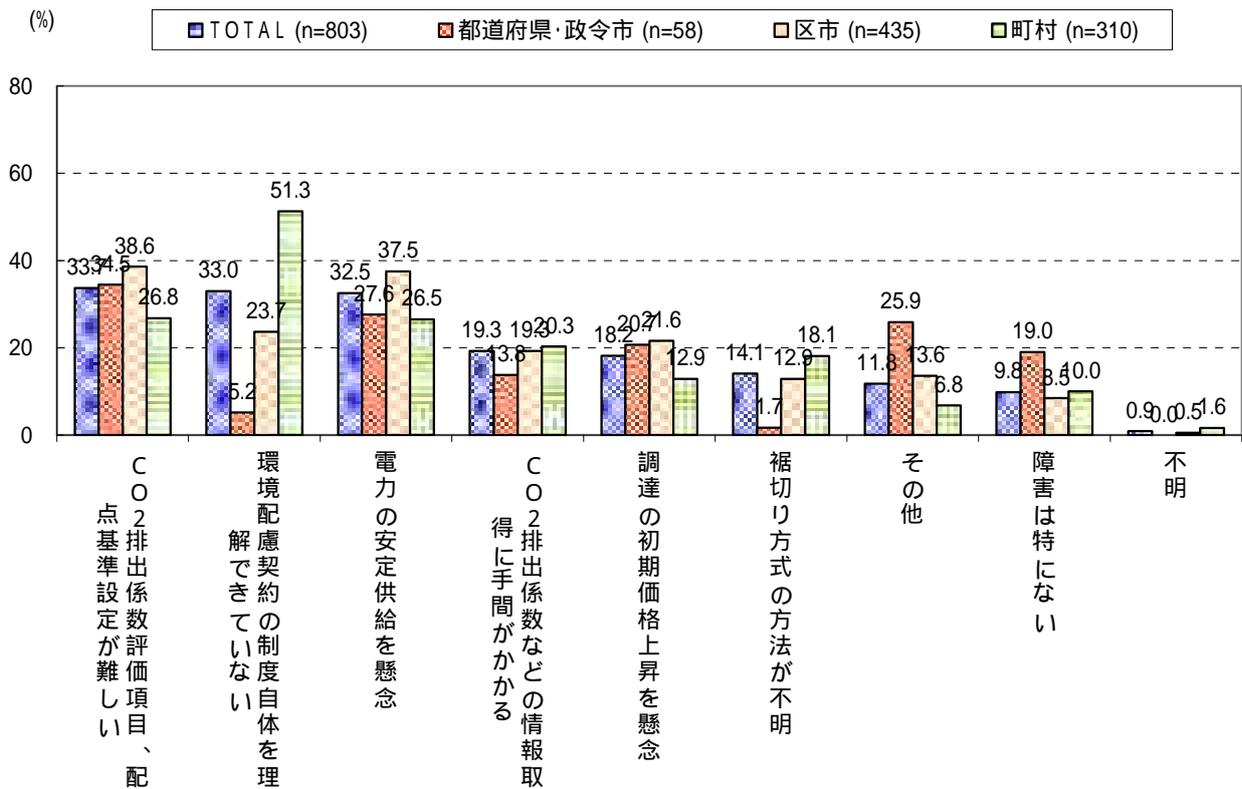


図5 「電気の供給を受ける契約」の阻害要因

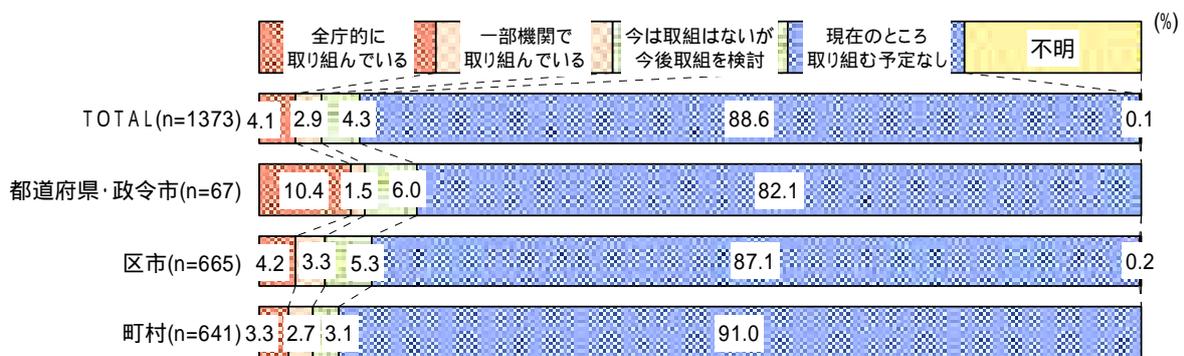


図6 「自動車の購入及び賃貸借に係る契約」の取組状況

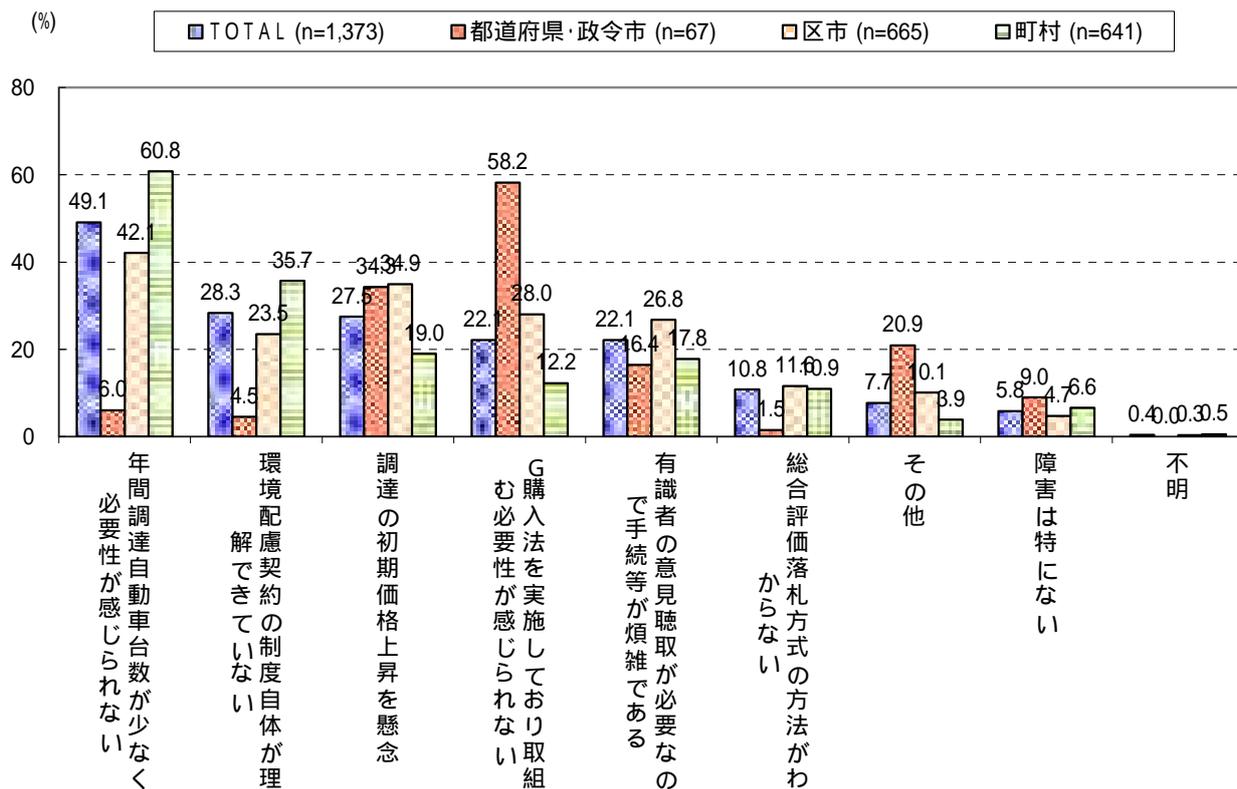


図7 「自動車の購入及び賃貸借に係る契約」の阻害要因

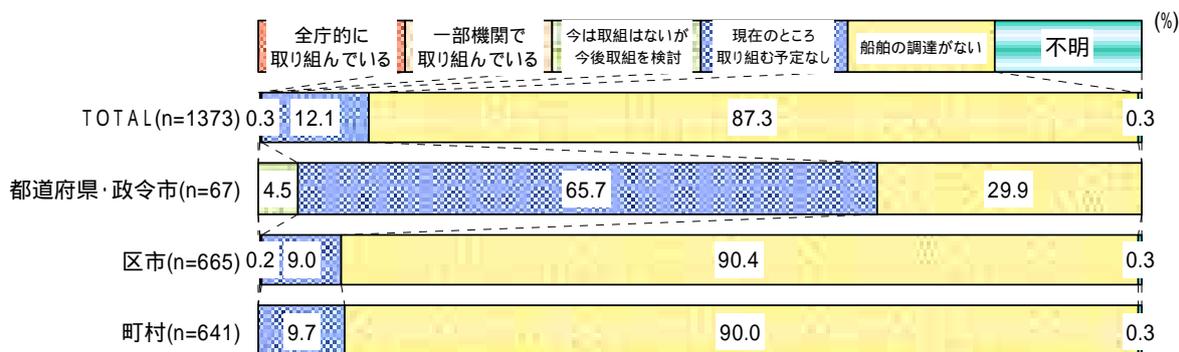


図8 「船舶の調達に係る契約」の取組状況

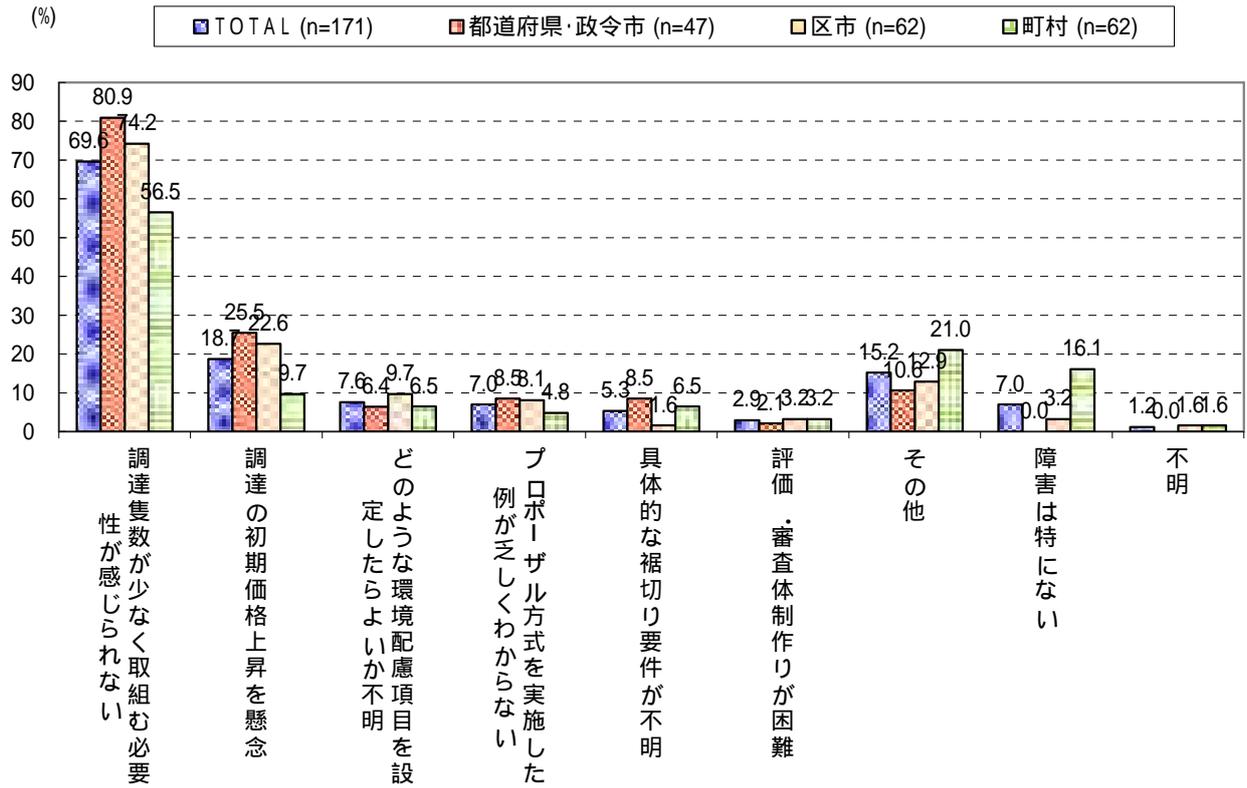


図9 「船舶の調達に係る契約」の阻害要因

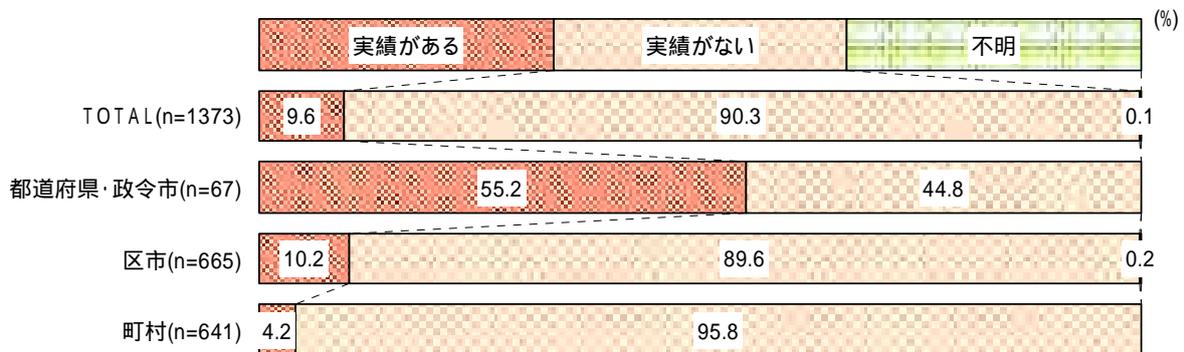


図10 「ESCO事業に係る契約」の実施実績

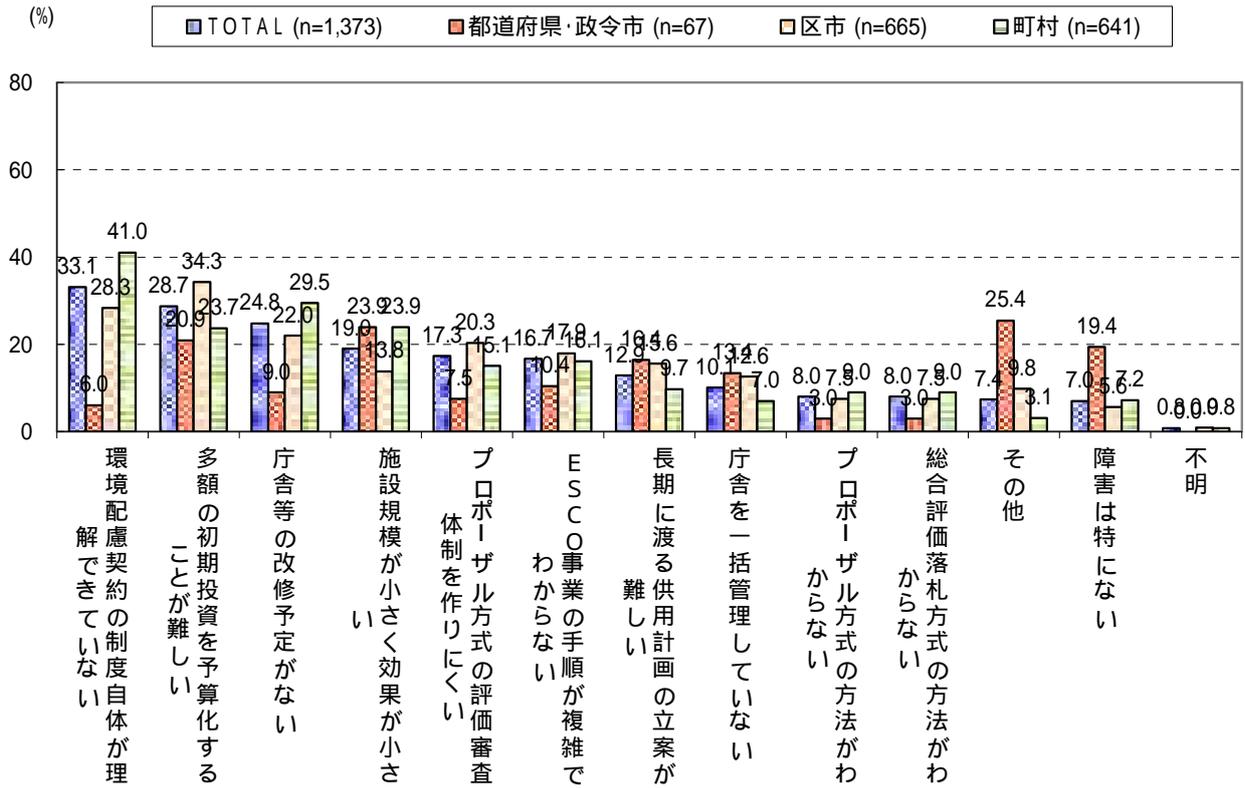


図11 「ESCO事業に係る契約」の阻害要因

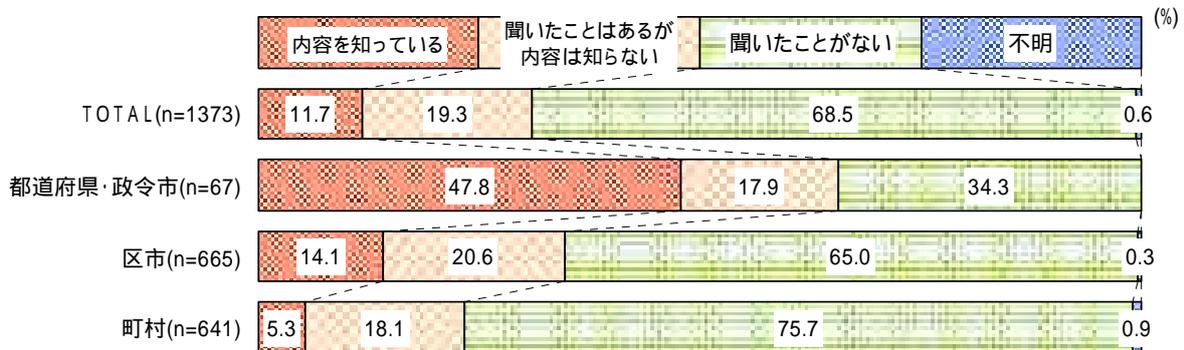


図12 「省エネチューニング」の認知状況

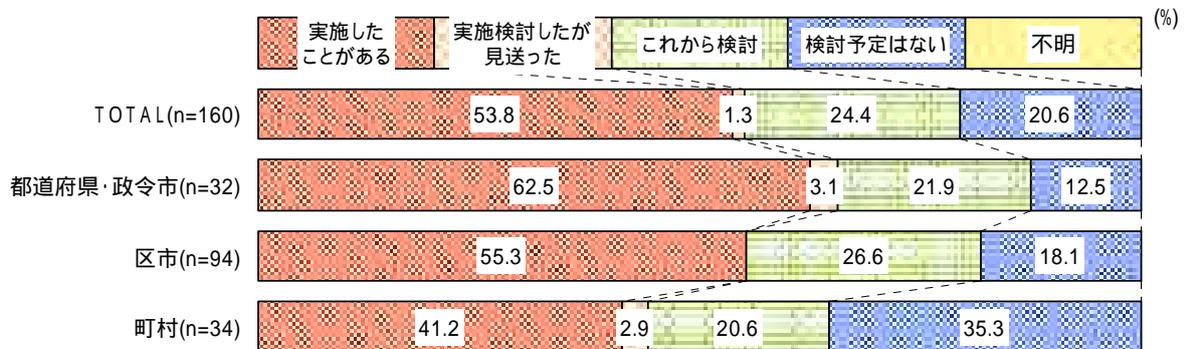


図13 「省エネチューニング」の実施・検討状況

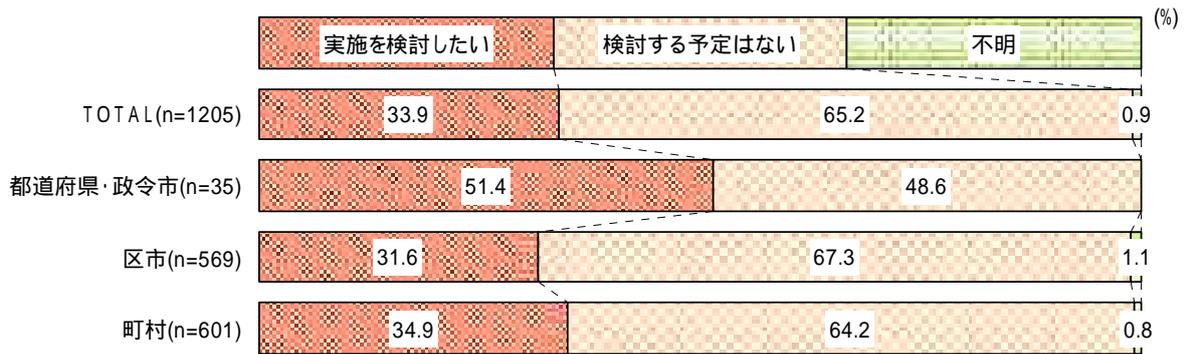


図14 「省エネチューニング」の今後の実施・検討予定

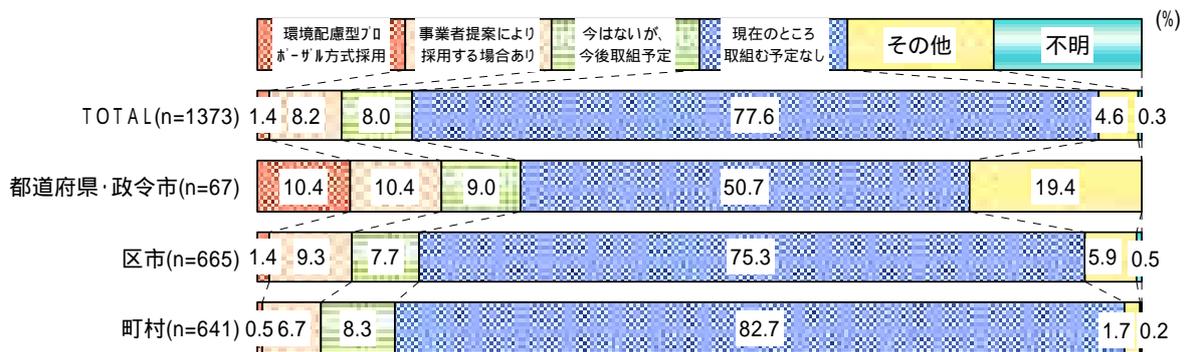


図15 「建築物の設計に関する契約」の取組状況

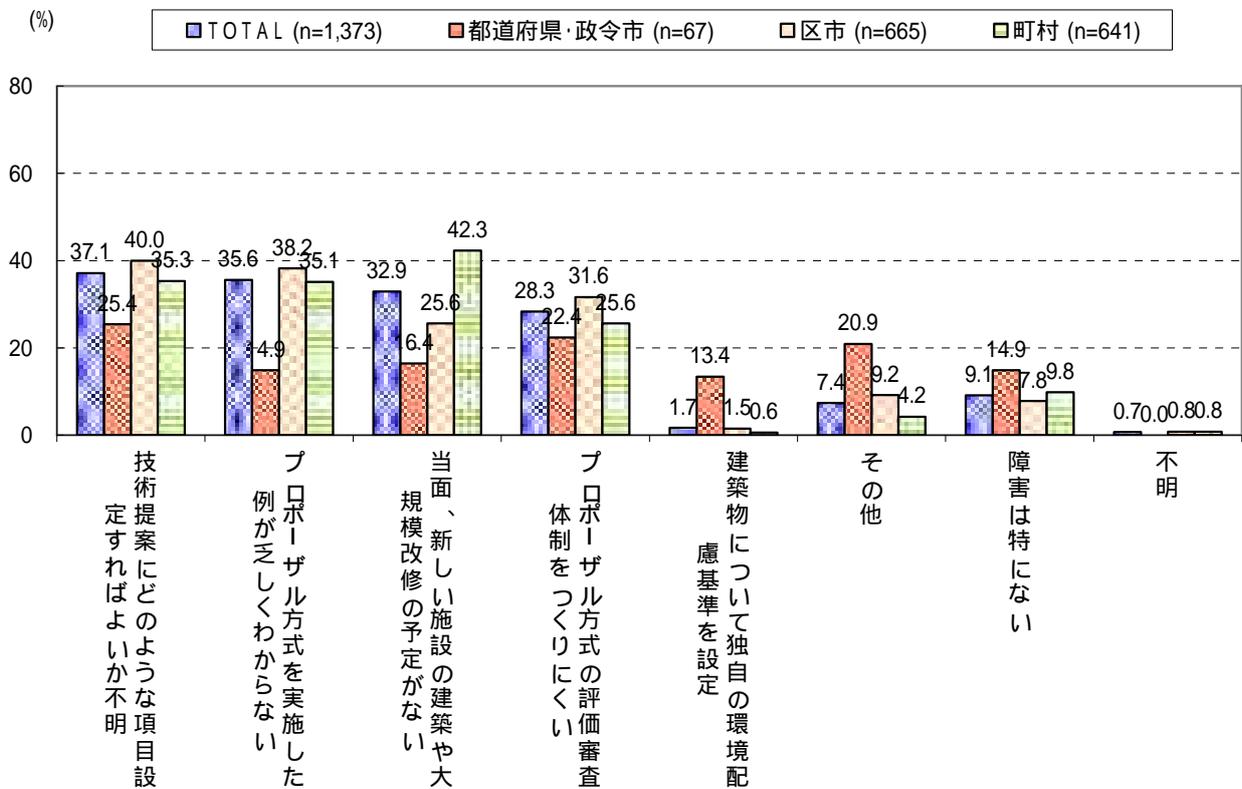


図16 「建築物の設計に関する契約」の阻害要因

(4) 地方公共団体における環境配慮契約の取組促進に資する方策等

地方公共団体における環境配慮契約の取組を促進する方策等に関する回答結果の概要は、以下のとおり。

- 環境配慮契約が進展したと回答した団体に「進展に役立ったもの」を聴取したところ、「環境配慮契約導入のための地方公共団体マニュアル」をあげる団体が最多であった（図17参照）
- 同じく環境配慮契約が進展したと回答した団体に「環境配慮契約の効果」を聴取したところ、「職員の意識啓発効果」、「企業（入札参加者）の環境意識の向上」を実感する、との回答が多く見られた
- 環境配慮契約の進展のために国はどのような取組を進めるべきか聴取したところ、「他の地方公共団体の取組状況に関する情報提供」が最も多く、次いで「環境配慮契約の環境負荷低減効果、メリットに関する情報提供」となった（図18参照）

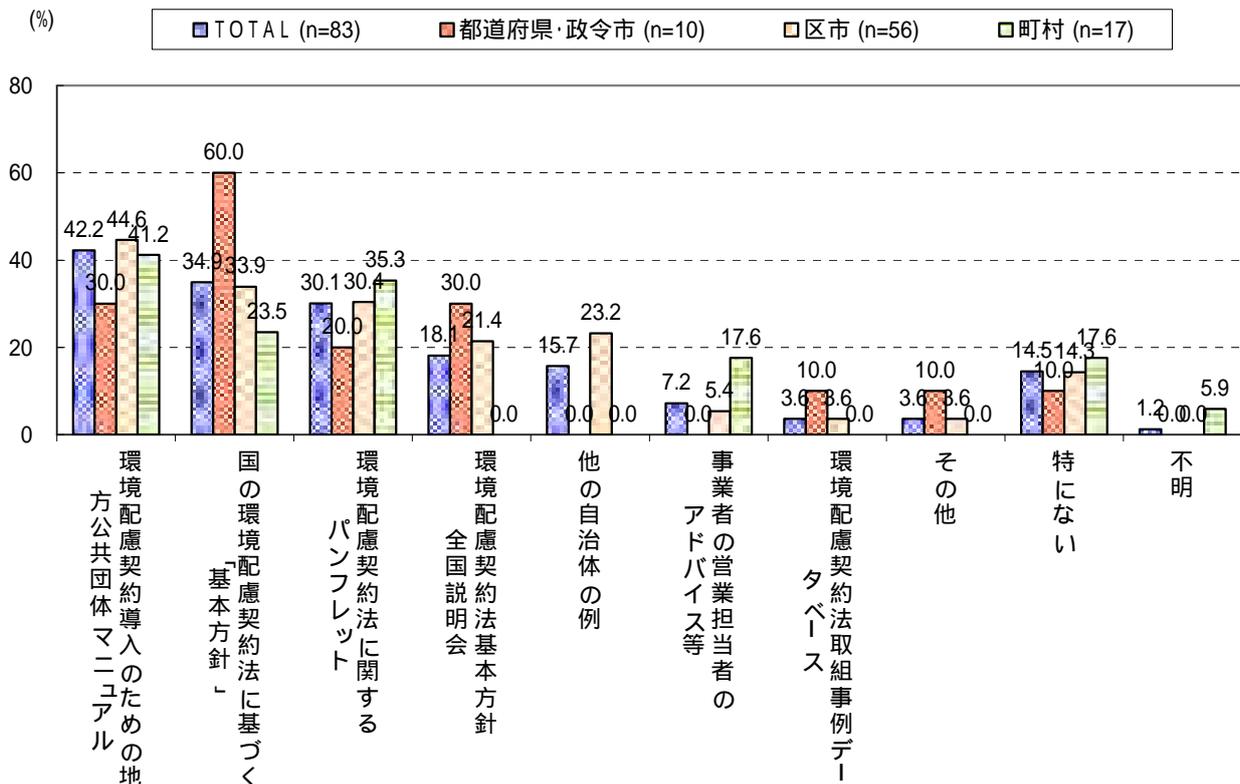


図17 環境配慮契約の進展に役立ったもの

(%)

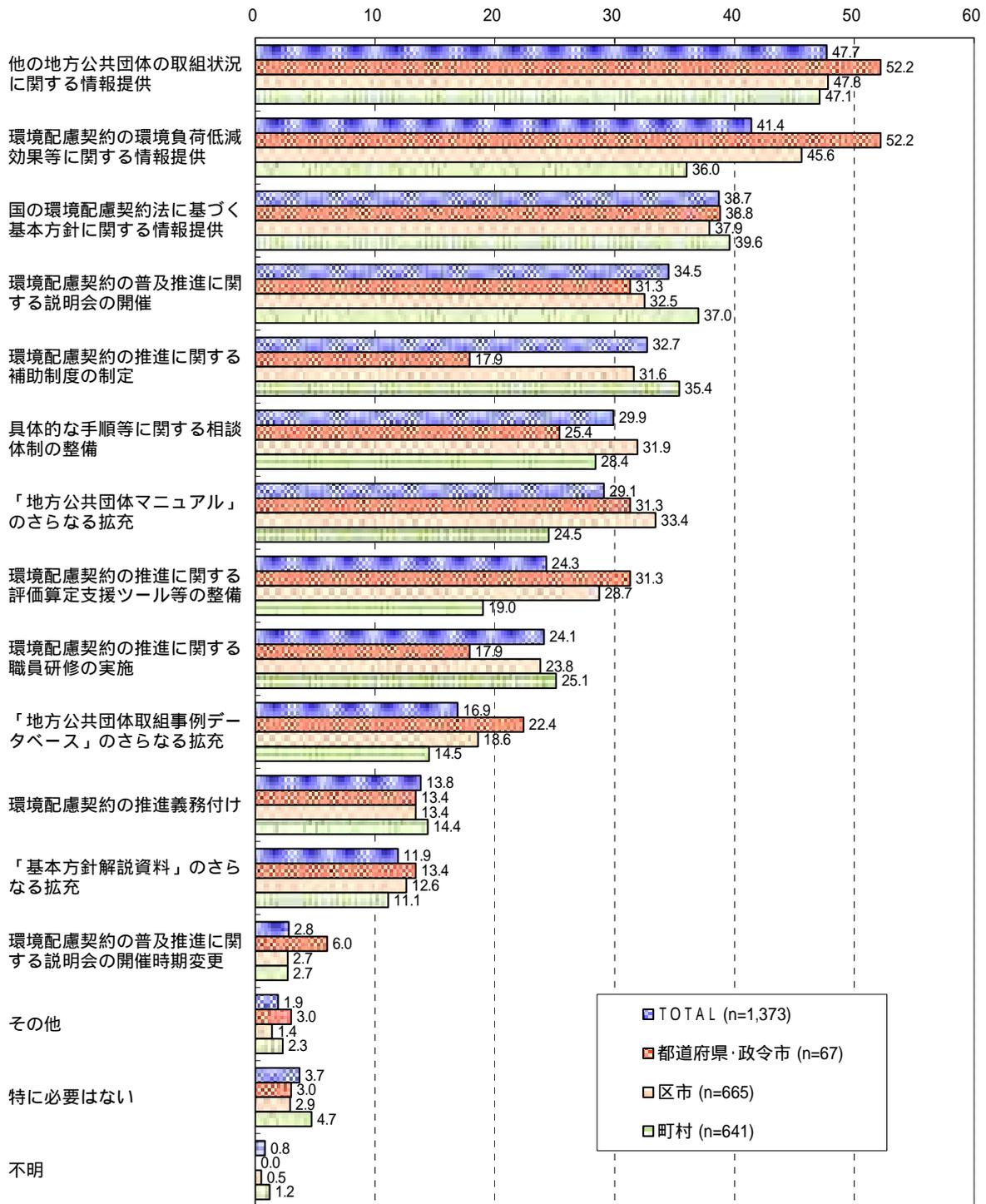


図18 環境配慮契約の進展のために必要な国の取組

4. 地方公共団体における環境配慮契約の取組の阻害要因について

(1) 電気の供給を受ける契約

都道府県・政令市では「全庁的に取り組んでいる」22.4%、「一部機関で取り組んでいる」17.9%と4割が何らかの取組を行っているのに対して、町村は「取り組むことができない」が半数を占め、何らかの取組を行っているとの回答は1.6%となっている。自由回答をみると、都道府県・政令市では「新電力の参入がない・少ない」、「新電力の供給力が弱い」等の回答があり、区市、町村では「一般競争入札を行っていない」、「施設の規模が小さい」、「契約事務が増加する」、「入札参加事業者がない・少ない」、「入札不調で再契約を行う場合に契約金額が上がる懸念がある」等の回答が複数みられた。

電気の供給を受ける契約については、都道府県・政令市では環境配慮契約の取組意向があっても供給側が安定的な電力供給が困難等の可能性があると考えられる一方で、区市や町村では、施設規模が大きくないために事務量が費用対効果に見合わない、発注者側の立場が弱い等の阻害要因が考えられる。

(2) 自動車の購入及び賃貸借に係る契約

団体規模によらず、「現在のところ取り組む予定なし」との回答が多く、その要因としては、都道府県・政令市では「グリーン購入法に基づく取組を実施しているため、さらに環境配慮契約に取り組む必要性を感じられない」が、町村では「年間に調達する自動車の台数が少ないため、取り組む必要性を感じられない」が多くあげられている。自由回答をみると、区市、町村では「環境性能を仕様で規定している」、「地元企業を優先している」、「台数自体を削減している」、「軽自動車が大半」、「軽自動車に切り替えている」等の回答があった。

自動車の購入及び賃貸借に係る契約については、グリーン購入法等に基づく一律の環境性能を基準とした低燃費・低公害車の購入が広く浸透していること、規模の小さな代替では購入台数が少ないこと等が影響していると考えられる。また、阻害要因として「調達の初期価格の上昇が懸念される」をあげる団体も多く、ランニングコストまで考慮した調達に取り組まれにくいことも要因として考えられる。総合評価落札方式を採用する場合、地方公共団体は学識経験者の意見聴取を行う義務があることも阻害要因の1つと考えられるが、最低価格落札方式では必ずしも最良の費用対効果を有する自動車を選択できないこと等を情報提供していくことが必要と考えられる。

(3) 船舶の調達に係る契約

全体の87.3%が「船舶の設計の発注や小型船舶の調達がない」と回答しており、特に区市、町村では9割を超えていることから、規模の小さい団体では船舶を用い

る事業・部門がある団体が限られていると考えられる。都道府県・政令市の約 3 分の 2、区市及び町村の 1 割弱は「現在のところ取り組む予定なし」と回答しており、阻害要因としては、「年間に調達する隻数が少ないため、取り組む必要性が感じられない」をあげる団体が多い。自由回答では、過去の調達実績は「十数年に一度」「数年に一度」といった回答がみられ、調達頻度の低さが影響していると考えられる。

(4) 省エネルギー改修事業 (ESCO 事業) に係る契約

都道府県・政令市の実施実績は半数の団体にのぼるものの、区市、町村はそれぞれ 10.2%、4.2%にとどまっており、区市では「多額の初期投資を予算化することが難しい」が、町村では「環境配慮契約の制度自体が理解できていない」が大きな阻害要因としてあげられている。また、「庁舎等の改修予定がない」とする団体がある一方で、「庁舎等の老朽化に伴う建て替え・改築を優先して検討中・予定しているため」との回答もあり、省エネルギー改修の実施頻度が低いことも影響していると考えられる。

また、「庁舎等が老朽化していて、事業者の参入が見込めない・大規模改修の予算化が難しい」等の自由回答もあり、庁舎等の老朽化に伴う設備更新型 ESCO の検討を行ったものの、設備更新部の予算化がネックとなっている可能性がある。

ソフト面での省エネルギー推進策である「省エネチューニング」については、「聞いたことがない」が全体の 68.5%と、認知度の向上が課題となっている。「内容を知っている」と回答した団体については、全体の半数以上、町村でも 4 割が「実施したことがある」と回答している。「これから検討する」も含めると全体の 8 割近くが、町村でも 6 割が実施経験あるいは検討意向を持っており、団体規模による阻害要因の違いは少ないと考えられる。「聞いたことがない」あるいは「聞いたことはあるが内容を知らない」と回答した団体でも、「実施を検討したい」との回答が 3 割強となっている。自由回答では、検討しない理由として「節電等省エネ対策に取り組んでいる」、「内容が理解・把握できていない」、「予算・財政に余裕がない」等が多いことから、効果や費用等もあわせた認知度の向上がかぎとなると考えられる。

(5) 建築物の設計に関する契約

都道府県・政令市は 3 割が取組中あるいは取組意向を示している一方で、区市、町村は 8 割前後が「現在のところ取組予定なし」と回答しており、阻害要因としては、全体として「技術提案のなかに、どのような環境配慮項目を設定したらよいかわからない」、「建築設計にプロポーザル方式を実施した例が乏しいため、よくわからない」等があげられている。町村では「当面、新しい施設の建築及び大規模な改修の予定がない」が最も多い。庁舎の建築等の頻度は高くないと考えられるが、環境配慮項目の例示等、規模の小さい団体に対する情報提供が必要と考えられる。

5. 地方公共団体における環境配慮契約のさらなる促進方策について

(1) 環境配慮契約法取組事例データベースの拡充

国に対して取組要望が多かった「他の地方公共団体の取組状況に関する情報提供」については、これまでも「環境配慮契約法取組事例データベース」を通じて、契約類型別取組状況等が都道府県別に検索できるよう、情報発信を行ってきたところである。しかしながら、「環境配慮契約法取組事例データベース」を環境配慮契約の進展に役立ったもの、あるいは国に求める取組としてあげた団体は少なかった。そのため、都道府県別、契約類型別のみならず規模別でも取組事例の参照を可能とするなどデータベースの拡充を図り、他の既存施策とも連携しながら情報発信を行うことが効果的と考えられる。

(2) 環境配慮契約導入のための地方公共団体マニュアルの拡充

環境配慮契約の進展に役立ったものとして、「環境配慮契約導入のための地方公共団体マニュアル」をあげた団体が最多であったことから、ツールとしての有効性が高いと考えられる。本マニュアルにおいても先進的な団体の事例を掲載することで「他の地方公共団体の取組状況に関する情報提供」を行っているところであり、さらに「環境配慮契約法取組事例データベース」の掲載情報等をもとに都道府県別の取組状況を公表し地域間の連携を促進する内容を追加する等の拡充策が考えられる。

(3) 環境配慮契約の取組効果に関する情報の発信

省エネチューニングのように、現状では認知度が低いものの、認知後の実施検討意向が高いものもあることから、契約類型に応じた取組の効果を発信することにより、取組促進を図ることが考えられる。その際、「環境配慮契約導入のための地方公共団体マニュアル」や「環境配慮契約法基本方針全国説明会」等、地方公共団体において活用度や国への要望度の高い施策を通じて発信することが効果的と考えられる。

(4) 関係部署間の連携に関する情報の発信

環境担当部門と契約担当部門の連携に関する課題があげられていることから、各部門の連携や役割分担等に関する好事例の収集と情報発信を行うことにより、スムーズな庁内連携の促進を図ることが考えられる。その際、「環境配慮契約法取組事例データベース」や「環境配慮契約導入のための地方公共団体マニュアル」等、各団体の詳細な情報の掲載が可能な施策を通じて発信することが効果的と考えられる。